

正副会長選挙及び代議員選挙の告示

会員各位

選挙管理委員長 羽田陽一

平成 30 年度は、役員及び代議員改選の年にあたります。そこで、正副会長予定者を選出する選挙及び代議員を選出する選挙（代議員選挙）を実施いたします。これらの選挙のために、平成 30 年 9 月よりそれぞれの候補者の選出手続きを開始し、選挙権を有する正会員（平成 30 年 12 月の役員会以前に入会が認められた正会員。名誉会員・終身会員を含む）には、平成 31 年 1 月に投票用紙を発送する予定です。

選出された代議員予定者は、代議員選挙が終了したときをもって代議員に選任されます（定款第 11 条 4 項、代議員選出規則第 2 条）。ここで、代議員選挙が終了したときとは、（現）会長が代議員予定者の名簿を（現）理事会に報告したときをいいます（選挙管理委員会規則第 4 条）。選挙で選ばれた正副会長予定者は、平成 31 年 5 月に開催を予定する通常総会の決議によって、それぞれ、会長候補者及び副会長候補者に選出され、理事会において会長、副会長に選定されます（定款第 22 条第 1 項及び第 2 項）。

参考規則

（定款第 11 条 4 項）

第 11 条 略

- 4 第 2 項の代議員選挙は、2 年に 1 度実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。以下省略

（代議員選出規則第 2 条）

第 2 条 第 8 条の書面投票による選挙（以下、「代議員選挙」という。）によって選出された代議員予定者は、代議員選挙が終了した時をもって代議員に選任される。

（選挙管理委員会規則第 4 条）

第 4 条 会長が代議員予定者の名簿を理事会に報告した時をもって、定款第 11 条第 4 項の代議員選挙終了の時とする。

（定款第 22 条第 1 項及び第 2 項）

第 22 条 理事会は、会長を選定する。この場合において、理事会は、総会の決議によって会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

- 2 理事会は、副会長を選定する。この場合において、理事会は、総会の決議によって副会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

3 略